

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第十九号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十六年九月奈良県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。